

令和6年度

# 保健室のしおり

保存版



大阪府立平野支援学校  
保健室

## もくじ

1. 定期健康診断について	・・・・・・・・・・	1
2. 保健調査票について	・・・・・・・・・・	2
3. 児童・生徒緊急対応カードについて	・・・・・・・・・・	2
4. 救急処置について	・・・・・・・・・・	2
5. スポーツ振興センターについて	・・・・・・・・・・	2
6. 薬の取り扱いについて	・・・・・・・・・・	2
7. 緊急時の薬の預かりについて	・・・・・・・・・・	4
8. 学校感染症・出席停止の手続きについて	・・・・・・・・・・	5

## 書式

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度 について	(別紙1)
与薬依頼書	(別紙2)
災害時に必要な常用薬について	(別紙3)
主な学校感染症一覧表	(別紙4)
出席停止の手続きについて	(別紙5)

## 1. 定期健康診断について

学校保健安全法第13条の規定により、6月30日までに定期健康診断を実施し、適切な事後措置を行います。

本校では、耳鼻科・眼科・内科検診をすべて受診してから、水泳指導に参加していただきます。また、泊行事前の内科検診も同様です。

未受検査者対象の検診も行いますが、欠席された場合は、校医・主治医または、近隣の医療機関を受診し、「受診結果報告書」を提出していただきます。用紙はその都度配布いたします。なお、校医以外の病院受診に際しましては、受診料・文書料等がかかる場合があります。(保護者負担になります。)校医は以下のとおりですので、受診される場合は保健室に連絡ください。

### 事後措置

検診・検査終了後、学期末に結果を「健康のきろく」にてお知らせします。受診が必要な場合は、受診結果報告書を配付しますので、早急に医療機関に受診し、受診結果は学校までお知らせください。

月別に行う体重・身長の結果については連絡帳を通じてお知らせします。

### 学校医を紹介します

内科 : 坂部 孝治 (坂部医院)  
〒547-0013 大阪市平野区长吉長原東 2-1-4 06-6709-0174

眼科 : 牧野 勲 (まきの眼科)  
〒547-0013 大阪市平野区长吉長原東 3-5-7 06-6799-1225

耳鼻科 : 宇野 吉裕 (宇野耳鼻咽喉科)  
〒547-0011 大阪市平野区长吉出戸 4-1-23 06-6709-7322

歯科 : 太口 裕弘 (太口歯科医院)  
〒547-0012 平野区长吉六反 3-21-14 06-6709-1189

整形外科 : 美延 幸保 (大阪発達総合療育センター)  
〒546-0035 東住吉区山坂 5-11-21 06-6699-8731

薬剤師 : 谷 恭志 (アサヒ薬局)  
〒547-0013 平野区长吉長原東 3-5-3 06-6709-2656

## 2. 保健調査票について

保健調査票は、定期健康診断をはじめ学校生活におけるお子様の健康状態を知るための大切な資料となります。

調査の趣旨をご理解のうえ、できるだけ詳しく正確にご記入ください。なお、記入できない項目につきましては、未記入のままご提出ください。

服薬内容等変更が生じた際は、担任までご連絡ください。保健調査票は個人情報保護の観点に基づき、適切に保存・管理します。

## 3. 児童・生徒緊急対応カードについて

本校では、緊急時に速やかに保護者や関係機関に連絡し、迅速な対応をとるために児童・生徒緊急対応カードを使用しています。

児童・生徒緊急対応カードは年度ごとの更新となります。年度途中で記載事項に変更が生じた場合には、担任までご連絡ください。児童・生徒緊急対応カードは、個人情報保護の観点に基づき適切に管理します。

## 4. 救急処置について

保健室は校内で発生したけがや病気に対して、一時的に救急処置をする場所です。継続的な治療はできませんのでご了承ください。

不調やけがをした場合、保護者連絡の上で対応を相談させていただくことがあります。

## 5. 日本スポーツ振興センターについて

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校管理下での事故による負傷などの災害について独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、共済給付する制度です。

学校管理下でけがをして医療機関にかかったときは、学校に報告をしてください。詳細については巻末資料（別紙1）をご確認ください。

## 6. 薬の取り扱いについて

学校での安全な医薬品の管理のために、本校では医薬品の使用介助が必要な場合は、「与薬依頼書」（別紙2）の提出をお願いしています。保護者からの依頼のもと、担任と養護教諭が連携して、学校での医薬品の管理を行っています。ご協力をお願いいたします。

## 薬の取り扱いについて

### 毎日、学校にいる間に使用する薬

例えば、抗てんかん薬、向精神薬など

- ・「与薬依頼書」(別紙2)を記入の上、提出ください。
- ・変更が生じた際は改めて提出ください。

### 一時的に一定の期間使用する薬

例えば、かぜ症状を緩和する薬(抗生剤、せき止め)、整腸剤、結膜炎等への抗菌目薬など

- ・使用する日に連絡帳で、使用理由、薬剤名・量、服薬時間、方法を記入ください。  
例:『風邪と診断され咳がでているので、メジコン散10%の0.15gを給食後に服薬後水を飲ませてください』

期間が長い場合は「与薬依頼書」の提出でも大丈夫です。例:『〇日から〇日の間、給食後に服薬してください』

- ① 坐薬などの緊急時に使用する薬  
必要と判断された方に主治医記入の意見書をお渡しします。次のページ参照

### 症状が出たら使用する薬

例えば、

- ① てんかん発作時の緊急時坐薬、喘息発作時の吸入薬
- ② 頭痛や生理痛の痛み止め、アトピーなどの塗り薬

- ② 痛み止め、アトピー等の塗り薬等  
「与薬依頼書」を記入の上、提出ください。判断に迷うことのないよう、具体的な用法のご記入、もしくは使用する日には連絡帳に記載をお願いします。  
例:『生理が二日目なので、昼食後にカロナールを1錠飲ませてください。』『アトピー性皮膚炎があるので、「かゆい」と本人が訴える時、または給食後、ロコイド軟膏を綿棒で薄くのばして患部にぬってください』

- 学校でお預かりする内服薬は、原則として医師の処方薬のみとします。
- 内服薬は必ず、1日分の必要量のみ持参させてください。
- 内服後も症状が改善せず不調と判断した場合は、保護者に迎えに来ていただき、自宅での安静をお願いすることがあります。

- 災害時に必要な常用薬については(別紙3)をご覧ください。

## 7. 緊急時の薬の預かりについて

てんかん発作時の坐薬等、緊急時に使用する薬について預かりを希望され、必要と判断される場合には下記の手続きを経た後、使用する薬を保健室でお預かりします。

緊急時に使用する薬を安全に運用するため、校内検討や、主治医の指示が必要となりますのでご協力をお願いします。

### (1) ㊦てんかん発作時の坐薬挿肛について

「坐薬等の緊急時の薬に関する主治医意見書（以下主治医意見書）」をお渡しします。（必要に応じて主治医訪問させていただく場合があります。）

### ㊧てんかん発作時の坐薬以外の緊急時に使用する薬について

校内検討が必要となります。ご家庭での使用実績の確認や、主治医訪問をさせていただきますので日程調整をお願いします。学校でお預かりできるのは、ご家庭で使用したことのあるお薬に限ります。

(2) 主治医に「主治医意見書」の記入・捺印を依頼ください。

(3) 保護者の方は、「主治医意見書」の裏面の依頼書に、記入・捺印をお願いします。

(4) 「主治医意見書」と処方薬を提出ください。使用方法や注意点を担任や養護教諭等に伝達ください。その後学校での使用が可能となります。

### 注意事項

\* 「主治医意見書」の記載通りに使用します。

\* 緊急時の薬を使用する際には、原則事前に保護者に連絡します。保護者に連絡がつかない場合、「主治医意見書」のとおり緊急時の薬を使用し、事後連絡となる場合があります。

\* 「主治医意見書」は毎年度の更新となりますので、毎年手続きが必要となります。

\* 薬の量や使用方法に変更があった場合は、速やかに担任・養護教諭までお知らせください。

\* 医療的ケアの必要な児童・生徒については、医療的ケアの主治医訪問時に手続きを行います。医療的ケアの指示書が「主治医意見書」を兼ねています。

\* 「主治医意見書」の記入について、医療機関によっては文書料がかかる場合があります。保護者負担になりますのでご了承ください。

\* 専門的な判断や手技が必要な場合は、救急搬送をさせていただく場合があります。

**※薬の使用後は、経過観察と安静のため、基本的には保護者にお迎えに来ていただき、病院受診または家庭での休養をお願いしています。**

## 8. 学校感染症・出席停止の手続きについて

本校では、学校感染症（別紙4）にかかった場合、本人の休養と他の児童・生徒への感染・流行拡大防止のため、学校保健安全法に基づいて、出席停止（欠席扱いしない）としています。万一、お子様が学校感染症と診断された場合は、その旨を学校に連絡していただき、ご家庭でゆっくり療養してください。

また、感染の流行を防ぐためにも、毎朝の健康観察をお願いします。本人の体調が悪いときは自宅で休養してください。登校後、発熱等で感染症の疑いのあるときにはお迎えをお願いしますので、ご協力をお願いします。

### お知らせについて

学校感染症が発生した場合、感染予防のため「感染症名・学部」のみをマチコミメールにてお知らせします。長期休業等で学校に登校していない場合や出席停止扱いとしない感染症については基本的にはメール配信しません。

### 『登校許可届』について

学校感染症から快復後に登校する際には、医師の指示にしたがい、保護者が「登校許可届」（別紙5）をご記入のうえ、学校に提出してください。（診断書をとる必要はありません。）「登校許可届」は学校のホームページに様式がありますので、ご活用いただくか、本資料に添付しているものを提出ください。Google フォームにて回答していただくことも可能です。



### 嘔吐、下痢便時の対応について

ノロウイルスなどの流行性胃腸炎の蔓延を予防するため、嘔吐、下痢便が付着した衣類は洗淨せずにポリ袋に入れて返却しています。ご家庭で洗濯・消毒等をお願いします。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

### ・ 給付の対象となる災害と学校管理下の範囲

[災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	<b>医療費</b> ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	<b>障害見舞金 4,000万円～88万円</b> （通学中の災害は半額）	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	<b>死亡見舞金 3,000万円</b> （通学中の災害は半額）	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	<b>死亡見舞金 3,000万円</b> （通学中の災害は半額）
		運動などの行為と関連のない突然死	<b>死亡見舞金 1,500万円</b> （通学中の災害も同額）

※給付金額は、変更となる場合があります。

#### 学校の管理下の範囲

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含む。）  
（例）各教科、運動会、遠足、修学旅行等
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合  
（例）部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導等
- ③ 休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合  
（例）始業式、業間休み、昼休み、放課後
- ④ 通常の経路及び方法による通学（園）する場合  
（例）登校（登園）中、下校（降園）中
- ⑤ その他、これらに準ずる場合として文部科学省で定める場合  
（例）寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき等

### ・ 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑤ 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑥ 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

\*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

「義務教育諸学校」には中学校、支援学校の小学部及び中学部を、「高等学校」には支援学校の高等部を含みます。



年 月 日

大阪府立平野支援学校長 様

『 与薬依頼書 』

(小・中・高) 年 組 名前( )

保護者名( )

医師の指示により、学校で医薬品を使用する必要があるため、服薬介助等を依頼します。

病院名 ( ) 科 主治医名 ( )				
処方内容				
依頼日	薬品名	量(1回量)	用法	保管方法
依頼期間			判断に困ることのないよう具体的な用法のご記入、もしくは使用する日には連絡帳に記載をお願いします	
〇〇/4/10 4/10~3/31	(記入例) テグレートル	1回1包	給食後	<input checked="" type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵
〇〇/4/10 4/10~3/31	(記入例) コカール	1回1錠	頭が痛いとき本人が訴えた時	<input checked="" type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵
〇〇/4/10 4/10~3/31	(記入例) ロコイド軟膏	1回1関節分	給食後	<input checked="" type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵
				<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵
				<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵
				<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵
				<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵
服薬方法・使用方法(薬の飲ませ方などの配慮事項)				
その他注意事項				

年齢や体重の増加等に伴い、薬の量や種類が変更される場合もありますので、薬剤が変更・追加される場合はその都度連絡してください。

## 災害時に必要な常用薬の持参について

### <薬を持参（携帯）する上での条件>

#### 1. 薬について

- ①必ず主治医と相談して指示を受けてください。(市販薬は対象外)。災害時は混乱が予想されるため、1回も服薬を欠かすことのできない必要最小限の薬をご用意ください。
  - ②薬は常温での保管が可能なものに限定します。  
水薬は主治医と相談の上、粉末または錠剤に変更してください。
  - ③薬の有効期限を必要に応じてご確認の上、その都度、新しい物と交換してください。  
必ずご家庭で期限の確認をお願いします。  
(定期通院などで薬の種類、分量に変更があった場合等も交換をお願いします)
- \*持参（携帯）される薬は、災害時の使用のみとします。

#### 2. 持参（携帯）方法

次のものは各ご家庭でご準備ください。

品目	用途
【チャック付き小袋】	・1回分の薬を入れるもの
【ファスナー付き透明ケース】	・薬をまとめて入れるもの ・サイズは薬の量などに応じてご準備ください

持参（携帯）希望される方には後日、「災害時の与薬依頼書」を渡します。

\*薬は必ず「災害時の与薬依頼書」と共に携行してください。

#### 薬の準備方法

- ①一回分の薬（例：朝に飲む薬）を袋に入れてください。  
袋には名前・飲む時間帯を必ずご記入ください。



「平野 花子」  
「朝 食後」

- ②「朝・昼・夜・眠前」に服用の薬をそれぞれ小分けした袋と「災害時の与薬依頼書」を必ず一緒にファスナー付透明ケースにいれてください。  
「学部・学年・名前」を必ずご記入ください。



「小学部 1年」  
「平野 花子」

- ③ファスナー付透明ケースを通学カバンのポケットなどわかりやすいところにいれてください。

# 主な学校感染症一覧

別紙4

第1種：出席停止（治癒するまで）		
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ		
第2種：出席停止（疾病により出席停止期間が異なる）		
病名	症状	出席停止期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザを除く)	高熱(39-40℃)、頭痛、倦怠感、腰痛、筋肉痛、咽頭痛、咳、鼻汁 嘔吐、下痢、腹痛が出現することも	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳発作(コンコンと連続して咳き込んだ後、ヒューと笛を吹くような音を立てて急いで息を吸う)	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	発熱、咳、鼻汁、眼球結膜の充血、目やに、口腔粘膜に白い斑点 →再び高熱、耳の後ろから顔面・全身に赤い発しん	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺などの唾液腺の腫れ	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん (三日はしか)	発熱(軽度)と同時に全身に淡紅色の発しん、耳～首のリンパ節の腫れと圧痛	発しんがなくなるまで
水痘 (みずぼうそう)	体と首～顔面の発しん(紅斑→水疱→膿疱→かさぶたの順に変化)、発熱することが多い	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱(39-40℃)、咽頭痛、頭痛、食欲不振、結膜充血、流涙、まぶしがる、めやに、耳前リンパ節腫脹	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状がなくなった後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発熱(37.5℃以上)、咽頭痛、咳、鼻水鼻閉、倦怠感、嗅覚・味覚障害	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	初期は自覚症状なし →2週間以上続く咳・痰、微熱、倦怠感 →発熱、寝汗、血痰、呼吸困難 →高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれん等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、意識障害、嘔吐	
第3種：出席停止（症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで）		
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎		
その他の感染症		
※基本的には出席停止とならない（管理職の判断で出席停止とする場合、出席停止期間は医師の指示期間）		
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、単純ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、A型肝炎、B型肝炎、とびひ、水いぼ、アタマジラミ症、皮膚真菌症 など		

## 出席停止の手続きについて

本校では、児童生徒が学校感染症にかかった場合、本人の休養と他の児童生徒への感染・流行防止のため、学校保健安全法に基づいて、出席停止（欠席扱いしない）としています。万が一、お子様が学校感染症と診断された場合は、その旨を学校に連絡していただき、医師の許可があるまでは、ご家庭でゆっくり療養してください。

なお、登校には医師の診断が必要です。医師からの登校の許可が得られましたら、その旨次の用紙にてお知らせください

※ 診断書をとる必要はありません。保護者による記入・押印で結構です。

----- キリトリ線 -----

大阪府立平野支援学校長 様

## 登校許可届

病名	
診断された日	月 日 ( )
登校を許可された日	月 日 ( )
病院名 (電話番号)	

令和 年 月 日

(小・中・高) 学部 年 児童生徒名 \_\_\_\_\_

保護者 名 \_\_\_\_\_